

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規定に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財團法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、平成三十一年一月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとし、平成二十一年十二月十一日から適用する。</p>	<p>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財團法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、平成三十年三月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとし、平成二十一年十二月十一日から適用する。</p>